

国住指第4939号
平成23年1月31日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

遊戯施設の安全な運行管理の徹底について

去る1月30日、東京都文京区の東京ドームシティに設置された遊戯施設（平成12年建設省告示第1419号の別表第1（二）に該当するもので、一般にマッドマウスと呼ばれる種別のもの）において、乗客が座席から転落し、死亡する事故が発生したことは誠に遺憾です。

現在、この事故については、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において事故原因の究明を行っているところです。

同様の事故の再発を防止するため、法定点検及び日常点検を的確に行うとともに、運行管理規程の遵守、特に、安全バーやシートベルトの確実な装着確認の徹底等により、遊戯施設の安全な運行管理を確保するよう施設の所有者等に周知願います。

貴都道府県内の特定行政庁にも、この旨周知いただきますようお願いいたします。